

江東区防災マップ

5

若洲地区、青海・東八潮・台場地区
新木場・夢の島地区、
有明・東雲地区、中央防波堤埋立地地区



■避難場所とは？
大地震が起きたときには、多数の人命にかかわる延焼火災などの二次災害から身を守るために、一時的に避難する場所のことを避難場所としています。江東区内には、12カ所が避難場所として指定されています。

■地区内残留地区とは？
市街地大火が発生しない地区のことをいいます。火災が発生しても近い距離（一区画程度）に退避すれば安全を確保でき、広域的な避難を必要としない地区として東京都が指定しています。
注意：地区内残留地区は、広域的な避難を要しないだけであり、近隣のオープンスペース等への避難が必要になる場合があります。

中面では、状況に応じて心がけるべきことを色分けしています。

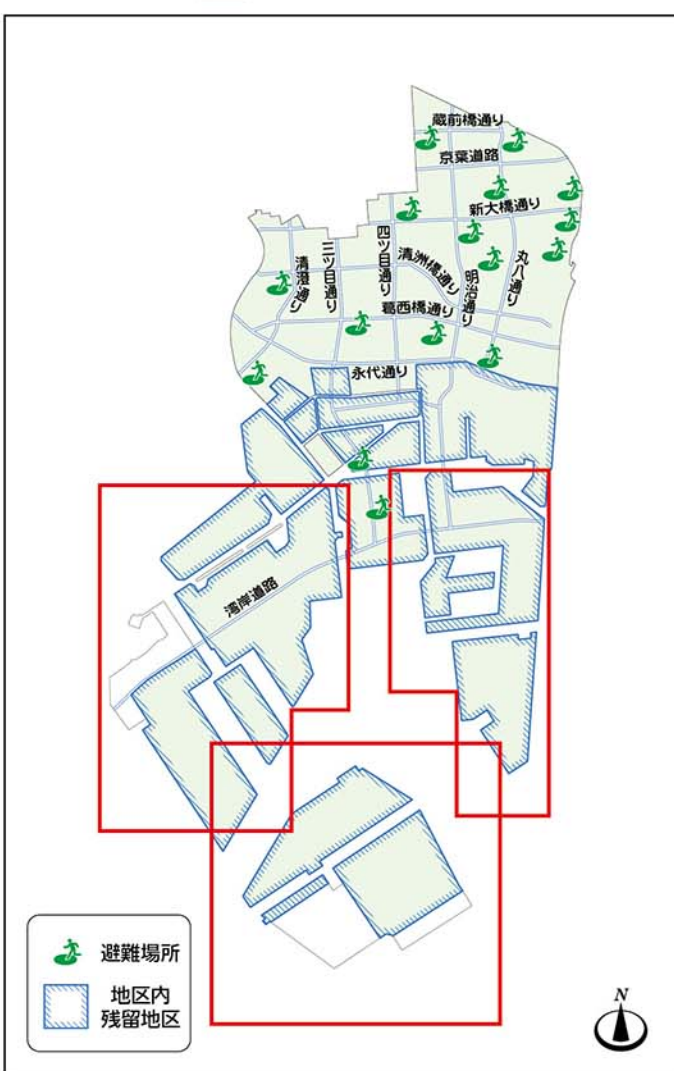
① 情報
ふだんから情報を集めておき、災害への準備をしておきましょう。

② 計画
いざというときの行動についていまのうちに確認しておきましょう。

③ 避難
災害が発生したら、あわてずに適切な行動がとれるように！

若洲地区
[若洲1～3]
青海・東八潮・台場地区
[青海1～4]
新木場・夢の島地区
[新木場1～4、
夢の島1～3]
有明・東雲地区
[東雲1・2、有明1～4]
中央防波堤埋立地地区
[海の森1～3]

このマップは、 枠内の範囲を表示しています。



江東区防災マップ⑤
令和7年7月発行 印刷物登録番号(7)18号
編集発行 江東区総務部危機管理室防災計画課
江東区東陽4-11-28
03(3647)9587(直通)
印刷所 株式会社 昭文社
東京都中央区晴海1-8-10
03(6745)0084

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R7JHs 32-D058710

- ## 凡 例
- 避難場所**
震災時、地域全体が危険になったときに避難する場所
 - 地区内残留地区**
火災時に延焼の恐れが低く、広域的な避難の必要がない地区
 - 拠点避難所**
食料等の配給や情報収集等の活動拠点の役割も担う
 - 避難所**
区が開設する避難者受け入れ施設
 - 一時(いっとき)避難施設**
津波等の水害時において一時的に避難する施設
 - 給水施設**
 - 防災行政無線**
 - 防災倉庫・水防倉庫**
 - 防災船着場**
 - 病院**
 - 消防署・出張所**
 - 警察署・交番・地域安全センター**
 - 学校**
 - 児童館**
 - 保育園**
 - 幼稚園**
 - 公園・児童遊園**

